

埼玉県下水道局職員旧姓使用取扱要綱

平成22年 4月 1日施行
埼玉県下水道事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道局職員（以下「職員」という。）が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「所属長」とは、次の各号に掲げる者につき、それぞれ当該各号に定める者をいう。

- (1) 下水道局長 下水道事業管理者
- (2) 契約局長、総合技術センター所長、下水道管理課長及び地域機関の長 下水道局長
- (3) 前各号に掲げる職員以外の職員 契約局長、総合技術センター所長、下水道管理課長及び地域機関の長

(承認)

第3条 職員は、下水道事業管理者の承認を受けて、次に掲げるものを除き、文書等に旧姓を使用することができる。

- 一 税務署、市区町村、地方職員共済組合、埼玉県職員互助会、日本年金機構、金融機関等の機関又は法人の円滑な事務の遂行に支障を及ぼすおそれのある文書等
- 二 前号に掲げるもののほか、旧姓を使用することにより法令上又は実務上特段の支障が生じると所属長が認める文書等

(旧姓使用願)

第4条 職員は、第3条の旧姓の使用の承認を受けようとするときには、服務規程第5条又は第6条の例による身上記録の報告の際に、総務事務システム（職員の人事、給与、服務、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう。以下同じ。）により総務事務センター所長に申請しなければならない。ただし、これにより難い場合は、様式第1号の旧姓使用願を所属長を経て下水道管理課長へ提出することができる。

(承認の通知)

第5条 下水道事業管理者は、旧姓の使用を承認したときは、総務事務システムにより速やかに職員に通知しなければならない。ただし、これにより難い場合は、様式第2号の旧姓使用承認通知書により、速やかに所属長を経て当該職員に通知するものとする。

(他の任命権者で承認を受けた者の扱い)

第6条 知事、県議会議長、公営企業管理者、教育委員会、代表監査委員又は人事委員会から旧姓の使用の承認を受けた職員については、下水道事業管理者が旧姓の使用を承認したものとみなし、第4条及び第5条の規定による手続を省略することができるものとする。

(中止届)

第7条 下水道事業管理者の承認を受けて旧姓を使用している職員が、旧姓の使用を中止しようとするときは、総務事務システムにより総務事務センター所長に届け出なければならない。ただし、これにより難しい場合は、様式第3号の旧姓使用中止届を所属長を経て下水道管理課長に提出することができる。

(責務)

第8条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し適切な運用が図られるよう努めなければならない。

2 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たって、常に県民、職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に関し必要な事項は、下水道局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第3号の改正規定は、令和3年3月30日から施行する。

(施行日前に病院事業管理者から承認を受けた者の扱い)

2 この要綱の施行前に、病院事業管理者から旧姓の使用の承認を受けた職員については、下水道事業管理者が旧姓の使用を承認したものとみなし、第5条及び第6条の規定による手続を省略することができるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月18日から施行する。